

黒島小中学校の義務教育学校化の特質

—施設一体型校舎の新築と「あり方検討委員会」の協議にみる—

大脇 和志

I. はじめに—本研究の目的と方法—

学校教育法等の一部を改正する法律（2015年6月17日成立）により、2016年度から9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校種として義務教育学校が設置できるようになった。文部科学省が作成した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」は、この制度改正によって「小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因していた様々な実施上の課題が解消され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備された」（文部科学省、2016、p.5）としている。2019年度時点での義務教育学校は94校（国立3校、公立91校）¹⁾であり、全国で設置が進みつつある。

小中一貫教育に関しては、2000年代以降の制度化の動向とあいまって、膨大な先行研究が蓄積されてきた。義務教育学校の先進校の事例研究も着手されつつある。田仲ほか（2017）は、2016年に東北地方で設立された義務教育学校2校の初年度の取り組みを、9年間を見通したカリキュラムの開発、教職員定数、教員配置の人事面での課題、教職員の意識等の課題の3つの着眼点をもって調査している。またこの法改正を教育課程編成の裁量権拡大として捉え、教育委員会からの支援の必要性を主張する西川（2017）は、品川区立日野学園、神戸市立港島学園、守口市立さつき学園の3校の訪問調査を行っている。しかしいずれも学校概要が述べられているが、比較の観点からの具体的な分析はなされていない。その他、文部科学省での有識者会議に参加した立場からの言及（大坪・奥山、2016；西川、2017）や、より横断的に2016年度時点で開校していた義務教育学校の教育課程を収集し検討した田中・佐久間（2018）などがあるが、主として先行研究の関心は教育課程や発達の側面（接続の問題）、教員の意識や運用面などにある。反面、小中一貫教育を検討するにあたって重要な次の諸点への検討は十分ではない。

1 点目に、小中一貫教育を進めるにあたっての施設面での配慮である²⁾。文部科学省は2015(平成27)年7月に「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」をまとめ、小中一貫教育に適した学校施設の基本的な考え方や計画・設計における留意事項を施設形態の3類型(「施設一体型」・「施設隣接型」・「施設分離型」)ごとに示すとともに、先行事例を掲載して解説した(文部科学省学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議, 2015)。国立教育政策研究所(2018)は、全国の小中一貫教育校における施設整備の実態を検証している。こうした小中一貫教育に向けた施設整備の動向は、先行研究では十分に取り上げられていない。

施設面に注目することで、2点目の課題も明確になる。すなわち、小中一貫教育校の設置は、学校統廃合の問題と表裏一体で進められている点である。実際に、児童生徒数の減少による学校統廃合の影響を受けて小中一貫教育校が設置される場合は少なくない(西川, 2017)。小中一貫教育と学校統廃合との関係に着目した研究は存在するが、教育制度や行政、政策を主に分析する 경우가多く、個別事例は詳しく検討されない(例えば井本, 2015; 楠山, 2015)。また事例が扱われる場合には、小中一貫教育自体に懐疑的な立場から、小中一貫教育および学校統廃合に「待った」をかける意図を持った研究が多く見られる(例えば山本編, 2019)。葉養(2009)が指摘するように、「小中学校は、学校システムの中で国民誰しもが通う、という意味で「地域社会の学びの拠点」であり、「学校の統廃合や再編の問題は、地域社会の争点となる可能性が高い」

(p.49)。つまり、義務教育学校化は政治過程であると捉えられる必要がある。そうすると、小中一貫教育を「止める」ための研究だけではなく、地域社会の争点としての義務教育学校化が、教育委員会や学校教職員、保護者、地域住民などのアクターによってどのように進められたのか、という意味での政治過程(本稿ではこれを阿内(2012)のいう「教育ガバナンス」と捉える)を、個別事例において詳細に検証することも必要である³⁾。

以上の2点、施設面の整備と教育ガバナンスに注目することで、従来の義務教育学校の事例研究に不足している部分を補うことができるのではないか。そこで本稿は、黒島小中学校の義務教育学校化の経緯を整理して、その特質を明らかにすることを研究目的とする。黒島小中学校は2018年から義務教育学校となったが、それに合わせて施設一体型の校舎を新築した。また義務教育学校化にあたっては、「黒島小・中学校のあり方検討委員会」(以下、あり方検討委員会と表記する)を設置して保護者や地域住民と話し合いの場を設け、その内容も「あり方検討委員会だより」として地域住民に公表する取り組みを行ってきた。

研究にあたっては、インターネット上に公表されているあり方検討委員会の議事録などの関係資料、佐世保市議会の議事録資料などを収集した⁴⁾ほか、2019年10月に黒島小中学校を訪問し、新校舎の調査と学校長をはじめとする教職員、当時のあり方

検討委員会の会長，地域住民へのインタビュー調査を実施し，資料の提供等を得た。

次章ではまず，黒島小・中学校が義務教育学校に至った経緯をまとめる。年表を作成して時系列順に出来事を整理する。その上で，そこにみられる特質を示す。特質を示すにあたっては，施設面と教育ガバナンスに関する他の事例との比較も行う。

Ⅱ. 義務教育学校に至る経緯

1. 黒島小中学校の概要

本章では，黒島小中学校の義務教育学校化の経緯を整理する。経緯を整理するにあたり，第1表を作成した。本論に入る前に，黒島小中学校の概要を確認しておく。

学校要覧の沿革によれば，黒島小学校は1875（明治8）年に長崎県北松浦郡前津吉村下方学区の簡易南部黒島小学校として創立した。黒島中学校は1947（昭和22）年の創立で，黒島村国民学校の高等科が改組される形で設置された経緯から，当初は小学校に併設された。その後，現在の義務教育学校の場所（古里（ふるさと）地区）に鉄

第1表 黒島小中学校が義務教育学校に至る経緯

年月日	政策および社会の動向	黒島小中学校の動向
2007年1月	・「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」 としてに暫定リストに掲載	
2011年	・東日本大震災	・小学校舎の耐震工事が決定
2012年1月	・佐世保市通学区区域審議会報告	
2012年4月		・吉村司・中学校長が着任（～2015.3）
2014年4月		・小中学校を併設校化，中学校舎で新年度開始。校長は吉村が兼任。
2014年5月	・小中一貫教育等についての実態調査	
2014年7月	・教育再生実行会議 第五次提言	
2014年12月	・中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（答申）	
2015年1月	・日本政府，「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の推薦書を世界遺産センターに提出（2016年の世界文化遺産登録を目指す）	29日 校舎改築に係る第1回意見交換会
2015年4月		・月川英昭校長が着任（～2017.3）
2015年6月	・学校教育法等の一部を改正する法律が	

	成立，2016年度から義務教育学校の設立が可能に	
2015年7月	・「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」	
2016年4月	・義務教育学校スタート	・小学校校舎へ引越（中学校舎改築のため）
2016年7月		・自治協議会設立準備会（市教委から町内会長へ義務教育学校になることが説明される）（第2回議事録，便り）
2016年8月		2日 佐世保市教育委員会による説明会（義務教育学校を目指すことが教職員，保護者，地域住民に伝えられる） 22日 小中学校育友会 臨時総会（義務教育学校化についての保護者への説明が行われる）
2016年11月		・第1回黒島小中学校のあり方検討委員会 会長は大村靖（当時，育友会長）。以降毎月1回程度の会議の場が持たれる
2016年12月	・「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」	
2017年2月		・合同懇談会（経緯が報告される）
2017年4月		・惣田正宏校長着任（～2020.3）
		15日 佐世保市教育委員会に要望書を提出
2017年6月		9日 市議会で義務教育学校の設置が決議される
2018年3月		・新校舎が完成
2018年4月		・黒島小中学校が義務教育学校として開校
2018年6月	・「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産登録	
2018年10月		・落成式
2019年4月		・義務教育学校としての特例により，教科「ふるさと黒島学」（黒島科）を新設

(筆者作成)

筋コンクリート造の中学校新校舎が完成したことで、1962(昭和37)年度に移転した。名切(なきり)地区の佐世保市役所黒島支所/黒島公民館の隣にあった小学校とは、直線距離で約400mであった。以来、義務教育学校が発足するまで、黒島には小学校と中学校が別個に存在していた。

2. 義務教育学校前史—小中併設校化と耐震工事—

黒島小・中学校が義務教育学校に生まれ変わるまでには、二つの大きな出来事があった。

ひとつは、2014年の小中併設校化である。背景には、児童数の減少があった。児童生徒数は戦後すぐの時期をピークに黒島の人口減少と連動して減少してきた⁵⁾。1988(昭和63)年の中学校生徒数は84で100名を割り込み、創立50周年記念式典を挙行了した1997(平成9)年には生徒数46で50名を割り込んだ。小学校は1992年度児童数98で100名を割り込み、1997年児童数48で50名を割り込んだ。児童生徒数の減少により、学年によっては児童生徒が在籍しない場合もある過小規模校になり、複式学級、飛び複式学級などを設けるようになっていた。

2012(平成24)年1月に佐世保市通学区域審議会が取りまとめた報告(答申)「今後の佐世保市の小学校、中学校の通学区域の全市的な見直しについて」では、市内の児童生徒数の推移から、小学校、中学校の統合や小中一貫教育の導入が提言された⁶⁾。この提言に基づき、教育委員会は黒島小学校と黒島中学校を併設型小中一貫教育校とすることを決定した。2013年の佐世保市議会12月定例会では、「生徒数が少なくなっており、地域の方からの要望等があった。それに伴い、私たちの方も地域に出向き、地域の方、あるいはPTA、育友会の会長、保護者の方等々含めて計3回説明会等を開き、その中で、通学審議委員会の中でもお話をさせていただき、決定した」(教育次長)という答弁があった⁷⁾。学校の記録でも2013(平成25)年5月に黒島小中併設準備委員会が開催されている(小学校沿革誌)。その結果、2014(平成26)年に小学校が中学校舎に移転する形で併設校としての新年度がスタートした。

義務教育学校化以前のもうひとつの重要な出来事は、小中併設校化に前後して進められていた、校舎の耐震化に関連した建て替え工事である。先に計画されたのは併設校化よりも耐震化の方である。学校施設は老朽化が進み、佐世保市も改築を進めていた。そのような中で発生した2011年3月11日の東日本大震災は、学校施設の耐震化工事をさらに加速化させることになった。Is値⁸⁾0.3以下で震度6強の地震があった場合倒壊の危険性が高いという施設は2011(平成23)年度中に耐震改修を行うよう文部科学省から示されたのである。地震防災対策特別措置法で、耐震工事には国の補助金が拠出された。これをうけて、1964(昭和39)年5月竣工で耐震基準が0.18しかなかった黒島小学校の校舎の耐震工事も、2011年に着手されることになった⁹⁾。実際の工事は2013年8月から始まり、年度末の2014年3月に完了した(小学校沿革誌)。つ

まり工事完了と同時に併設校化し中学校舎へ引越、小学校舎は一時空き家となったことになる。

このとき既に中学校舎の改築も計画されていた¹⁰⁾。2014～2015年度に校舎及び屋内運動場の基本設計、実施設計を行い、2016～2017年度に改築工事を進め、2018年度から新中学校舎を使用開始するというスケジュールであった。このため2015年1月29日には、校舎改築に係る第1回意見交換会を行っている(小学校沿革誌)。そして2016～2017年度は、耐震工事が済んでいた小学校舎を再び利用することになった。中学校舎の改築は2016年9月に正式に決定¹¹⁾し、2017年度末まで工事が行われた。改築された新校舎については後述する。

3. 義務教育学校化に向けた準備—あり方検討委員会の設立と協議—

以上のように、黒島小中学校が小中併設型の一貫校となり、校舎の耐震工事、改築工事が進められる中で、国の政策レベルでは小中一貫教育が進められていった。

義務教育学校の設置はどのように決定したのか。設置が制度化された2016年、黒島小・中学校は小学校舎に引越して新年度をスタートさせていたが、同年8月2日に、佐世保市教育委員会の職員が来校して説明会が行われている¹²⁾。説明会は黒島公民館で行われ、教育委員会の教職員、学校の職員、学校の保護者が出席した。教育次長からの説明内容を8月9日付で教頭がまとめた記録が、学校に残っている最も古い会議記録であった¹³⁾。

その後、同月下旬(8月22日)に、校友会の臨時総会が行われた。教頭作成の9月1日付の資料「平成28年度8月黒島小・中学校育友会臨時総会について(報告)」によると、総会では市の学校教育課、教育総務課、営繕課の職員が来校し、新校舎の説明と義務教育学校化の説明がされたようである。義務教育学校化については、「人的な加配の要望を県教委にしやすくなる」とある。このように、併設校化と新校舎の建設の延長上に佐世保市教育委員会が提案する形で、義務教育学校化の話が持ち上がったのである。ただし、教育委員会は義務教育学校化ありきで話を進めようとするのではなく、「地元からの要望」を重視した。それは同年8月に行われた佐世保市総合教育会議の議事録から裏づけることができる。会議中、佐世保市の小中一貫教育の方針について説明する部分で、「現在の併設校については短期の実現に向けて研究をしている」として、黒島小中学校が挙げられている。その上で、小中一貫教育制度化の「留意事項」として、「学校や地域、保護者の意見をていねいに聴きながら、時間をかけて実施して参りたい」、「学校、地域、保護者の代表による、例えば小中一貫教育推進協議会というものを設立していただき、小中一貫推進協議会から教育長への要望書を提出していただきまして、京都ではこのような形で進めて参っておりますので、京都方式と書いております。それをもとに通学区域審議会、教育委員会、議会への流れの中で実施することを基本としてみたいと考えております」(学校教育課長)と説明があっ

た¹⁴⁾。この発言中に登場する「京都方式」は、「統合される各小学校の地元（元学区）から出された要望を受け、京都市教委が統合を政策決定するという方式、つまり徹底

資料1 黒島小・中学校のあり方検討委員会設置要綱

(設置及び目的) 第1条 この要綱は、平成30年4月1日から佐世保市立黒島小・中学校（以下「黒島小・中学校」という）が義務教育学校としてよりよい教育活動を推進するため、黒島小・中学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務) 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 黒島小・中学校の組織に関すること
- (2) 黒島小・中学校の施設・設備に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、義務教育学校に関し必要な事項に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(委員等) 第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者とし、その合計人数は15人以内とする。

- (1) 黒島小・中学校の校長、教頭及び教職員
- (2) 黒島小・中学校育友会の会長、副会長及び教職員を除く育友会会員
- (3) 黒島地区連合町内会長
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

2 委員の任期は、本要綱が施行された日から平成30年3月31日までとする。

(会長及び副会長) 第4条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議) 第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。

(意見の聴取等) 第6条 検討委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務) 第7条 委員は、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務) 第8条 検討委員会の庶務は、黒島小・中学校の教頭において処理する。

(委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、第一回検討委員会を開催した日から施行する。

(黒島小中学校ウェブサイトより引用¹⁵⁾)

した『地元の意向』優先』の学校統廃合の方式であると指摘されている（中島・中西，2019，p.304）。つまり，黒島小中学校の義務教育学校化に際しても，まずは「地元からの要望」を取りまとめる必要が出てきたのである。

そこで，育友会臨時総会の3か月後，2016年11月に第1回の「黒島小中学校のあり方検討委員会」が行われた（以降，「あり方検討委員会」と記す）。以後，義務教育学校開校まで，あり方検討委員会は定期的に開催され，重要な役割を果たすことになる。設置要綱（資料1）によれば，この委員会は「義務教育学校としてよりよい教育活動を推進するため」「その組織及び運営について必要な事項を定める」ことを目的に設置された。要綱では構成員を（1）黒島小・中学校の校長，教頭及び教職員，（2）黒島小・中学校育友会の会長，副会長及び教職員を除く育友会会員，（3）黒島地区連合町内会長，（4）前各号に掲げる者のほか，会長が必要と認める者，としたが，第1回委員会の中で委員の追加等が話し合われ，構成員は12名となった（便り第1号）。内訳は，学校から5名（校長，小中教頭，小中教諭），育友会（PTA）から5名，地域代表が2名（連合町内会長，地区町内会長（次期連合町内会長の予定だった））で，会長は当時育友会長だった大村靖氏が務めた。

委員会の議事録は，学校ウェブサイト公表されている（2018年1月の第13回まで）¹⁶。またこの委員会は，佐世保市黒島町の住民向けに「あり方検討委員会だより」（以下，便りと記す）を発行しており，同じく学校ウェブサイト公表されている（第17号まで）¹⁷。「黒島自治協議会からのお便りのように，義務教育学校の説明の広報紙を本委員会名で発行する。情報を地域の方に伝えていくことが大切である。」（第1回議事録），「マスコミより先に，義務教育学校になっていくことについて黒島島民に伝えるようにしたい」「大まかな議事録についてもホームページに掲載し，情報公開をできるだけ行っていきたい。便りは，黒島町民に回覧することで，黒島町民が知らないことがないようにしていきたい。」（第2回議事録）といった発言がみられる。このことから，教職員・保護者・地域住民の対話を重ねながら義務教育学校の設立を進めるとともに，その過程を可能な限り公開しようとする姿勢がうかがえる。

あり方検討委員会で話し合われた協議事項をまとめたのが第2表，あり方検討委員会が発行した「あり方検討委員会だより」の内容をまとめたのが第3表である。協議の内容は多岐に亘ったが，あり方検討委員会の成果は，大きく次の3つの観点にまとめることができる。

①市教委に要望書を提出

第一の成果は，佐世保市教育委員会に要望書を提出したことである。前述の通り，「地元の意向」を集約する必要からあり方検討委員会が発足された経緯もあり，最初にその内容が議論された。2016年12月には要望書の案を市教委に確認している（第3回議事録）。翌2017年2月15日の合同懇談会に合わせて作成された資料「義務教育学

第2表 あり方検討委員会 開催状況

回	日時	協議事項（その他は割愛した）
1	2016/11/17	(1) 校名について (2) 校名の決定方法について (3) 情報発信について (4) 制服やジャージや駅伝のユニフォームについて (5) 新校舎について (6) 校区外から児童生徒の通学を受け入れる特認校について
2	2016/12/14	(1) 特認校制度（校区外からの児童生徒の受け入れ制度）について (2) 周知について (3) 校歌について (4) 校名募集について
3	2017/02/15	(1) 要望書の提出状況について (2) 新校名の募集について (3) あり方検討委員会便り第4号 (4) 第2回あり方検討委員会議事録
4	2017/03/15	(1) 要望書の提出について (2) 新校名の募集について (3) あり方検討委員会便り第5号
5	2017/04/11	(1) 新年度の委員について (2) 要望書提出及び懇親会について (3) 新校名の募集について (4) あり方検討委員会便り第6号 (5) 第4回あり方検討委員会議事録
6	2017/05/08	(1) 新年度の委員について (2) 校章について (3) 校歌と愛唱歌について (4) あり方検討委員会便り第7号 (5) 第5回あり方検討委員会議事録
7	2017/06/13	(1) 校章募集について (2) 愛称名について (3) 特認校制度、現小中学校の跡地利用について
8	2017/07/12	(1) 黒島小中学校の跡地利用と島留学について (2) 校章の選定について (3) 愛称名について (4) あり方検討委員会便り、あり方検討委員会議事録について
9	2017/09/06	(1) 新校章について (2) 新校名の投票に係る選出について (3) 新校舎の門柱について (4) 愛称名 (5) 第8回ありかた検討委員会の議事録確認 (6) あり方検討委員会便り第10号確認
10	2017/10/03	(1) 新校章について (2) 新校舎の門柱について (3) 新校舎・運動場について
11	2017/11/01	(1) 新校名の考案者・投票者の授賞式について (2) 新校章について (3) 予算執行について
12	2017/12/4	(1) 新体育館の校章のモニュメントについて (2) 市PTA研究協議会の広告について (3) 義務教育学校周知のための看板と幟（のぼり）について (4) 義務教育学校周知のための町内配布用チラシについて (5) 次年度の新校舎落成式
13	2018/01/30	(1) 佐世保市教育委員会総務課より報告・説明及び質疑応答 (2) 黒島小中学校新校舎視察について (3) 黒木小学校訪問について (4) 義務教育学校周知のための看板・のぼりについて (5) 義務教育学校周知のための配布チラシについて
14	2018/03/01	※議事録の公開なし、便りから (1) 社会教育課より説明

(議事録より筆者作成)

第3表 黒島小・中学校のあり方検討委員会だよりの発行状況

号数	発行年月	主な内容
1	2017/01	0. 委員会の立ち上げについて 1. 義務教育学校に関するこれまでの協議等の経緯（平成28年度） 2. Q&A
2	2017/01	1. 第1回「黒島小・中学校のあり方検討委員会」 2. 現行と義務教育学校になった場合の黒島小中学校の比較
3	2017/02	(視察した義務教育学校の紹介 高知市立行川学園・高知市立土佐山学舎)
4	2017/03	1. 大町町立「大町ひじり学園」の視察報告 2. 第2回「黒島小・中学校のあり方検討委員会」
5	2017/04	(第4回黒島小・中学校のあり方検討委員会の開催と、校名投票結果の集約・協議の報告)
6	2017/05	1. 要望書提出について 2. 第4回「黒島小・中学校のあり方検討委員会」
7	2017/06	1. 第5回「黒島小・中学校のあり方検討委員会」
8	2017/07	1. 第6回「黒島小・中学校のあり方検討委員会」
9	2017/07	1. 第7回「黒島小・中学校のあり方検討委員会」
10	2017/10	1. 第8回「黒島小・中学校のあり方検討委員会」
11	2017/11	1. 第9回「黒島小・中学校のあり方検討委員会」
12	2017/12	(これまで決定してきた内容を紹介) 1. 正式名称は「黒島小中学校」に決定しました 2. 新校名考案者・投票者に感謝状・記念品を贈呈しました 3. 学校の愛称名を「黒島はまゆう学園」とします 4. 学校の新校章を決定しました。 5. 新校章考案者に感謝状・記念品を贈呈しました
13	2017/12	1. 第10回あり方検討委員会での協議事項について
14	2018/01	1. 第11回あり方検討委員会について
15	2018/03	1. 看板・幟（のぼり）について 2. 第12回あり方検討委員会について
16	2018/04	1. 第13回あり方検討委員会について
17	2018/05	1. 第14回あり方検討委員会について

(黒島小中学校ウェブサイトより筆者作成)

校へ向けた進捗状況」(教頭作成)では、要望書について市教委と協議中である旨が示されている。そして4月15日に、佐世保市教育委員会教育長に向けて、要望書を提出している(便り第6号)。要望書は黒島地区連合町内会長、黒島小中学校育友会長、黒島小中学校長の連名で出され、小中学校の「適正な教育環境整備において」として次の3点を要望した。

- 1 佐世保市立黒島小学校及び佐世保市立黒島中学校を佐世保市の教育をリードする義務教育学校としていただきたい。
- 2 佐世保市の教育をリードするとともに、義務教育学校の特長を生かした指導体制を充実させるため、人的加配をしていただきたい。
- 3 義務教育学校の開校及び教育活動の充実に係る諸経費等に関して、予算措置をお願いしたい。

1は義務教育学校、2は人的加配、3は予算措置に関する事項である。特に2の人的加配については、学校として強く要望していた。またこれらの要望は裏を返せば、特認校化は要望しない、ということであった。それは序盤のあり方検討委員会の議事録から明らかである。特に第2回では特認校制度(校区外からの児童生徒の受け入れ制度)について協議が行われるなかで、「児童生徒数が著しい減少の中、児童生徒数の確保をするための方法はあった方がよい」という意見の一方、「どのような児童生徒が黒島に来るのが不安」、「今いる保護者が一人でも反対であればできないのではないか」など慎重な意見がみられる。「現黒島小中学校の跡地活用として、児童生徒の受け入れや島留学・孫留学を行うという案もあると聞いている。そのようなことを総合的に見ていかなければならない」として、「要望書には特認校制度については触れず、今後の様子を注視して検討する」という結論が出された(第2回議事録, 便り第4号)。

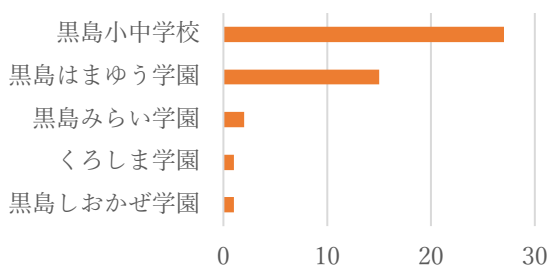
上記に発言を引用した島留学の話は、佐世保市教育委員会から提案があったのではなく、新校舎完成後の小学校の跡地を活用して導入するという提案が、当時の地域おこし協力隊から出されていた。第2回のあり方検討委員会では特認校制度と島留学を一体で議論したことで、慎重な意見が相次いだ。要望書では特認校制度を要望しないことになったが、その導入の可能性については、長期的な視点から継続的に協議が行われた。

例えば2017年5月に行われた第6回あり方検討委員会では、県内で特認校制度を取り入れている大村市立黒木小学校の例などが紹介され、「島に学校を残すためにも、行政と一緒に高速船を出してもらって子どもを通わせることや孫留学や島留学などを積極的に行うこと、学校は門を開いているという状況を作っておくことが非常に重要ではないだろうか」との発言がある(第6回議事録)。また第7回の委員会では、

小学校の跡地利用のことも含めて検討されている。そして、第8回で黒島支所長、地域おこし協力隊員の参加を得て説明を受け、理解を深めていた。このように、「地元の意向」として要望書に何を盛り込み、何を盛り込まないかという議論がなされ、その結論としての要望書を根拠に、義務教育学校化は進められたのである。

②新校名、愛称名の決定

第二の成果は、新校名、愛称名の決定である。新校名は黒島町民から募集することが確認された（第1回議事録）。そして第4回のあり方検討委員会で校名の募集結果を協議し、5つの案から投票で選んでもらうこととした（便り第5号）。



第1図 新校名の投票結果（得票数）
（便り第7号より筆者作成）

投票結果は第1図の通りとなった。第5回のあり方検討委員会で、新校名の投票結果を確認している。黒島小中学校が27票で最多、黒島はまゆう学園が15票で次点だった。島内の人口を考えれば投票率は低かったが、それでも獲得票数に大きな差が見られたため、その結果を尊重して黒島小中学校が正式名称として決定された。

しかし、第7回あり方検討委員会で愛称名を決めてはどうかという提案がなされた。第8回以降継続して協議がなされ、第10回で愛称名を「黒島はまゆう学園」とすることを決定した（第10回議事録）。「はまゆう」とは、海辺に咲く白い花のことである（黒島小中学校リーフレットより）。部活動の大会などで小中混成チームであるという誤解を受けないように、という実務的な理由のほか、あらたな校種として出発するという意味でも愛称名を積極的に使っていきたいという意図もみられた。なお、第11回あり方検討委員会で校名考案者、投票者の中から抽選で1名ずつ選定し、10月10日に感謝状と記念品を贈呈した（第11回議事録、便り12号）。

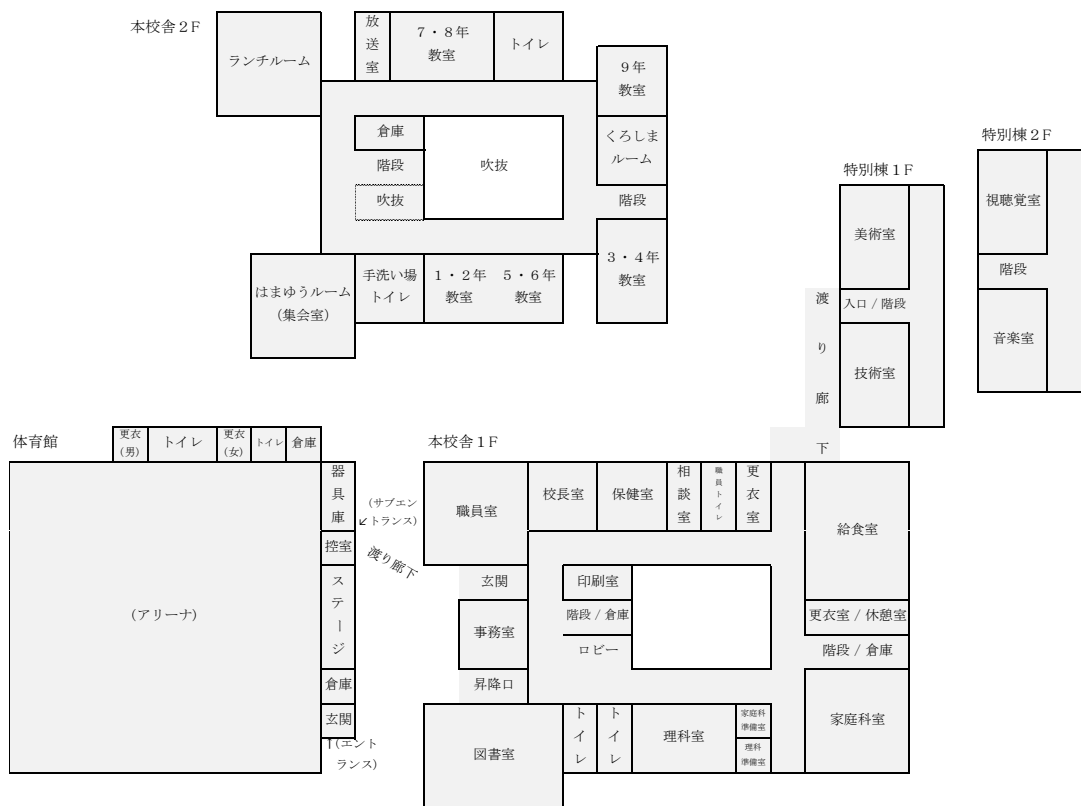
③小中両方の校歌を残すことを決定、新しい校章のデザインを募集し決定

第三の成果として、校歌・校章などの決定を挙げることができる。校歌は残す方針が早くから示されていた（第2回議事録）。また第6回の委員会で黒島の愛唱歌をつくることになった（第6回議事録、便り第8号）。

校名の決定後、第6回あり方検討委員会から、校章についての協議が始まっている。第7回で校章は新たに生徒から募集するという大要が固まった。そして生徒の原案を、プロのデザイナーに修正することを依頼した（第9回議事録）。第10回あり方検討委員会で作成してもらった3案から決定しようとしたが、若干の修正点や欠席者の意向確認などの理由で、後日意見を集約する形で決定した。第11回委員会で、第1候補に



写真1 正門の門柱。奥が新校舎
(2019年10月28日筆者撮影)



第2図 新校舎の校内概要図
(佐世保市立黒島小中学校 令和元年度学校要覧より筆者作成)

決定したことが確認された（第 11 回議事録）。11 月 11 日に、考案者の生徒に感謝状と記念品を贈呈した（便り第 12 号）。

その他に、門柱の文字もあり方検討委員会が中心となって依頼を計画して、「黒島小中学校」の文字は佐世保市出身の歌手 TAKAHIRO (EXILE) に、「黒島はまゆう学園」の文字は西本教育長（当時）に、それぞれ揮毫してもらうことになった（写真 1）。

以上のように、地域住民の意見を集約しつつ新しい義務教育学校としての形を定めていくことに、あり方検討委員会は大きな役割を果たしていた。一方で、従来の小中一貫教育の先行研究が注目してきた、新たな教育課程や学校経営の具体的な改革案などは、あり方検討委員会ではほとんど議論されていなかった。

4. 新校舎の完成と義務教育学校のスタート

新校舎と体育館は、2018 年 3 月に完成した。全体的に木を多く使用したあたたかみのあるつくりになった。新校舎は 2 階建てで、ロの字型で中庭がある。1 階には校長室、事務室、職員室などの教職員が使用するスペースを昇降口近くに配置し、その他図書室、理科室、家庭科室などの特別教室、保健室、給食室などを設けた。職員室は小中で分けず、一体型である。2 階は普通教室のほか、多目的教室、ランチルームを設けた（第 2 図）。

設計段階では、新校舎の 2 階には普通教室が 5 室、教具室が 2 室、特別活動室（ランチルーム）が 1 室、置かれる予定であった。つまり複式学級を前提とした教室数となっている。教具室は、はまゆうルームとくろしまルームと名付けられ、多目的室として活用されていた。通常より一回り大きな教室になっているはまゆうルームは集会室として、全校朝会などの際に用いられていた。筆者らが訪問した際には、佐世保市の合唱コンクールの予行練習にも活用されていた。くろしまルームはパーティションで 2 つの空間に区切られて、小中の教頭が TT で入り、複式を解消する際に使用されていた。

給食の際は児童生徒と教職員がランチルームで一緒に食事をとっていた。席は毎回ランダムに入れ替え、児童生徒と教職員が混ざって着席していた。

図書室や体育館などには、学校と地域からの要望も多く反映された。図書室では木製の蔵書棚と畳スペースが設置された。体育館では新校舎との間に土間スペースが設けられたほか、バドミントンコートをもつような大きさや、男女別の更衣室、倉庫、器具庫、駐車場などを余裕をもって確保したものになった。地域の住民が活用しやすいようにと同時に、避難所としても機能するように留意された。一方で、エレベーターの設置（地震等の緊急時、業者が対応できないため）と土間スペースの屋根（消防法の条件をクリアするためには、非常に高額な予算が必要となるため）は実現されなかった¹⁸⁾。なお音楽室、パソコン室（視聴覚室）、技術室、美術室は、旧校舎のままの特別棟を用いている。

義務教育学校化をきっかけに、黒島小中学校は特色ある学校づくりに取り組んでいる。「9年間を通して育てる ふるさとを愛し、未来を切り開く黒島っ子の育成」という学校教育目標のもと、2019年度の学校経営方針¹⁹⁾では、「夢の実現 15の春！～出口を意識した、9年間の学びの構築～〈義務教育学校の可能性（良さ）の探究〉」として、10の項目が設定されている。この中で第一に掲げられているのが、「義務教育学校の良さを最大限に生かす」ということである。具体的には、「①前期課程・後期課程の積極的な乗り入れ授業の実施」、「②多様な異学年交流による自己肯定感を高める」、「③地域の実情を踏まえた9年をひとまとまりにした取組の充実～検証と見直し」、「④『中1ギャップ』の緩和（解消）」に取り組むとされている。

①については、小中の教員が相互の授業を担当する「乗り入れ授業」が実施されている²⁰⁾。特に黒島小中学校の場合には、6年生の授業（国語、算数、理科、社会、英語の5教科）に後期課程の教員が「乗り入れ」を行うことで、6～7年の連続性を図り、④の「中1ギャップ」を緩和（解消）し後期課程へのスムーズな移行を実現することを意図している。黒島小中学校では表1の日課表のように4コマ分（表中の網掛け部）の授業開始時間を揃えている。前期課程が45分、後期課程が50分と異なる1コマの授業時間を調整し、乗り入れ授業を促進するためである。2019年度は3・4年外国語活動、5年英語も、後期課程の教諭が授業を担当していた²¹⁾。さらに義務教育学校になったことで、教員の「加配」を実現し（2018年度）、TT導入を行うことで、複式授業を解消することにも取り組んでいた²²⁾。2019年度は3・4年の算数に教頭（後期課程籍・体育）がTTで入っていた²³⁾。

第4表 黒島小中学校の日課表

複式を解消する際に、くろしまルームやまゆうルームが活用されていた。

②については、前期課程の5年生から部活動への入部を認め、前期課程と後期課程の児童生徒と一緒に練習を行うことや、委員会、児童生徒会活動などを合同で行うことといった取り組みが行われている。これも④の「中1ギャップ」を緩和する意図をもつ。

③については、特に「ふるさと教育」に重点が置かれている。2018年度の校内研修テーマは「義務教育学校の良さを生かした教育課程の工夫～9年間を見越した生活科・総合的な学習の時間の充実を中心に～」であり、1・2年生

	前期課程	後期課程
朝読書・朝の活動	8:15～8:30	8:15～8:25
朝の会	8:30～8:40	8:25～8:35
1校時	8:40～9:25	8:40～9:30
2校時	9:40～10:25	9:40～10:30
3校時	10:40～11:25	10:40～11:30
4校時	11:35～12:20	11:40～12:30
給食・歯磨き	12:20～13:05	12:30～13:05
昼休み	13:05～13:50	13:05～13:50
清掃	13:50～14:10	13:50～14:10
5校時	14:10～14:55	14:10～15:00
6校時	15:05～15:50	15:10～16:00
帰りの会	15:55～16:05	16:00～16:15
AT	—	16:15～16:25

(学校リーフレットより筆者作成)

の生活科と3～9年生の総合的な学習の時間を接続した「ふるさと教育」が実施されている。9年間を3つに分け、「自分のふるさと黒島を愛し、誇りを持つための『黒島学』と、早くから職業調べや職場見学、職場体験を実施し、自分の将来に対し明確な夢を持たせ、それに向かって努力させることで『未来を切り開く黒島っ子』を育成していきます」と説明されている²⁴⁾。つまり、黒島小中学校の「ふるさと教育」は、ふるさととしての黒島の地域学習と、キャリア教育および進路指導という、2つの目標が内包されている。さらに2019年度から、佐世保市教育委員会の承認を得て教科「ふるさと黒島学」を設定した(申請時には「黒島科」)。1・2学年は、生活科と特別活動の一部の時数を充てた。3～9学年は総合的な学習の時間の全部と特別活動の一部の時数を充てた。これにより週2時間程度の時数を確保した²⁵⁾。ふるさとである黒島について学習する教科で、「ふるさとへの愛着・誇りを育て、学んだことを発信したり、地域課題解決力の育成を図る」と説明されている²⁶⁾。

Ⅲ. 黒島小中学校の義務教育学校化の特質

ここまで黒島小中学校が義務教育学校として開校するに至った経緯を、完全一体型校舎の新築とあり方検討委員会の協議に着目して整理してきた。本章では前章の内容を踏まえて、黒島小中学校の義務教育学校化の特質を、施設面の整備と教育ガバナンスという2つの観点から検討する。

まず、施設面の整備からみた特質から検討する。黒島小中学校の場合、義務教育学校化に先立って、小中併設校としての施設一体型校舎の建て替えが行われた。ただし、その建て替えは2010年代の小中一貫教育が政策的に推進された時期と重なっており、したがって結果的に今後の義務教育学校のモデルになり得るほど十分な施設面の整備が行われていたといえよう。

文部科学省が2014年5月1日時点でまとめた「小中一貫教育等についての実態調査」では、施設形態別の数は、一体型148件、隣接型59件、分離型882件だったが、義務教育学校は設定予定含めてほとんどが施設一体型であった。また小中一貫教育の成果に関する市町村の総合評価も一体型の場合が最も高い結果となっていた²⁷⁾。国立教育政策研究所が行った「義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究」(2018年3月)でも、「一体型校舎」「隣接型校舎」「分離型校舎」の三つのうち、「一体型校舎」の小中一貫教育校の「施設面の総合的な満足度」が最も高いという調査結果がある。国研は「『築年数』が進んだ学校、『施設整備費用』が小さい学校でも、満足度が高い学校は一定程度見受けられる」というが、「施設面の総合的な満足度は、学校の『面積』『築年数』『施設整備費用』の影響を受ける」(p.13)ことは調査結果から明らかである。また「一体型であっても、準備段階で建築設計の専門家が関わっていない学校や施設的な工夫の少ない学校では、施設面の総合的な満足度は低い」(p.15)という。

施設的な工夫とは、「図書館における児童の多様な居場所」や「ランチルーム」「一体的な職員室」などのことである (p.22)。これらの条件、施設一体型の校舎、かつ図書室やランチルーム、一体的な職員室などの施設的な工夫のいずれも、黒島小中学校は該当する。この意味で、最も良い条件で義務教育学校としてスタートできた事例であるといえる。

勿論、施設面の整備が直ちに教育効果に結びつくとは想定することには慎重にならなければならない。石黒 (2016) が指摘するように、「学校空間はもっと柔軟性を持ち、使用者が『交渉できる空間』であるべき」である (p.123)。新築後すぐの現時点でも、例えば教具室として設計された教室をはまゆうルーム、くろしまルームとして、複式解消のために活用する等の運用がみられた。この視点からの施設の評価は明確な指標がないが、ある程度の築年数が経過してから検証する必要があるかもしれない。

次に教育ガバナンスからみた特質を検討しよう。黒島小中学校の場合はあり方検討委員会が立ち上げられ、1年半にわたって教職員、保護者、地域住民の代表による継続した協議が行われてきた。先の国研調査が指摘するには、「準備段階で建築設計の専門家が関わっていない学校」は「施設面の総合的な満足度は低い」傾向が見られたという。あり方検討委員会では施設・運営両面の検討を行っていたものの、参加者に「建築設計事務所等」を含まなかった。議事録を見ると、教育現場や地域住民のニーズを反映できていない部分も一部あったようであるが、あり方検討委員会の場合はむしろ「建築設計事務所等」の参加は必要なかったように思われる。というのも、構成員には教育委員会も含まれておらず、あり方検討委員会は学校と保護者・地域住民の対話の場という性質が強かった。それは佐世保市教育委員会が「京都方式」を念頭に置き「地元の意向」を重視して学校や地域の側に裁量の余地を十分に残したことが関連していた。

小中併設化に端を発しているという意味では、黒島小中学校の義務教育学校化も学校統廃合の延長上にあるといえる。統廃合に批判的な立場からは、京都方式は「PTAに統廃合推進のリーダーを育て、合意形成した後に地元連合自治会に働きかけ、下からの要望として統廃合を提案させる方式」と捉えられる場合もある (山本, 2015, p.197)。黒島の場合には地域の反対などはなかったのだろうか。あり方検討委員会の議事録を確認した結果、黒島小中学校の場合は児童生徒数の減少という危機感は共有されていたものの、1小1中の併設校の義務教育学校化であり、学校統廃合をネガティブに受け止める発言はみられなかった。しかし、特認校制度の導入を要望書に盛り込むことを検討した結果、それを見送った点に注目すべきである。その理由は、離島留学などに対する保護者・地域住民の不安があったからである。そしてその「地元からの要望」は尊重された。さらに、特認校制度を要望書には盛り込まなかったものの、他の過小規模校の離島留学などの制度を継続的に協議することで、長期的に学校をどのように

存続させていくか、保護者や地域住民がビジョンを共有する機会になったようにも思われる。あり方検討委員会を振り返った大村氏の次の言葉が象徴的であった。「(島民に聞かれたときにも) こういう考えで学校はやってるんだ/決まったんだと説明できる。……毎月あると思うと準備もできたし、普段言えないことも」「島留学を始めるのならば、こういう会をまた設けることが必要だと思う」。惣田校長も「(このような会を) 残していきたいとも思っていた」と述べていた。したがって、黒島小中学校の義務教育学校化をめぐる教育ガバナンスは、教育委員会が政策議題設定をしつつも前面には出ず、学校、保護者・地域住民が主体となって進められていたと結論づけられる。

以上のように、黒島小中学校の場合は、施設面の整備と教育ガバナンスが連動しつつ、学校、保護者・地域住民の積極的な姿勢に支えられて義務教育学校化が実現したとその特質を要約できよう。

IV. おわりに

本研究の目的は、黒島小中学校の義務教育学校化の経緯を整理して、その特質を明らかにすることであった。その際、先行研究が詳細に取り上げてこなかった施設面の整備と教育ガバナンスに焦点を当ててきた。

黒島小中学校は、2018(平成30)年から長崎県内初の義務教育学校となった。義務教育学校化に合わせて新校舎と体育館が完成し、完全施設一体型の新校舎のもとでスタートしたが、そこに至る背景には、2011年から進められた耐震工事と2014(平成26)年の小中併設校化という、二つの出来事があったことを指摘した。この二つの出来事は事実上の義務教育学校化の準備期間として、小中学校が一緒になって、保護者や地域住民も巻き込みながら、地域の学校をどうしていくかという議論に長い時間をかけて取り組むことになった。実際にあり方検討委員会の議事録を分析したところ、学校と保護者・地域住民の間で活発な意見交換がなされ、特認校制度要望の見送りや、愛称名、新校章の決定などいくつかの重要な方針決定がなされていた。

これらの点が特質として明らかになったが、それは逆に言えば、義務教育学校となるにあたって期待されていた学力保障や地域の特色ある教育課程の編成などは、開校後の課題として持ち越されたということの意味する。制度や設備を整備した分だけ、今後はその成果が期待されることにもなる。黒島小中学校の場合は、本稿でも指摘した小学校への教科担任乗り入れ授業やTTによる複式の解消などに加えて、潜伏キリシタン関連資産の世界遺産登録という追い風にも乗る形で新教科「ふるさと黒島学」を中核としたふるさと教育に取り組み始めている。これらの取り組みの成果については今後の検討課題として残されているといえよう。

謝辞

本稿の執筆にあたって、黒島小中学校から資料の提供にご協力いただきました。また惣田正宏氏、大村靖氏をはじめ、関係者の皆様に快くインタビューに応じていただきました。記して感謝申し上げます。

注

- 1) 令和元年度学校基本調査による。https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1419591_00001.htm (2020年5月20日最終確認)
- 2) 具体的には「児童生徒の発達段階等に応じた施設的な配慮，児童生徒の交流促進，教職員の小中一貫した運営体制への対応，保護者・地域住民の活動拠点としての施設計画等」が課題として挙げられる（国立教育政策研究所，2018，p.1）。
- 3) 阿内（2012）は「多元的アクターの関与による，教育政策の形成」を「教育ガバナンス」と捉えている（p.94）。また本稿の関心に近い学校統廃合をめぐる教育ガバナンスの事例研究として，葉養（2011），小野ほか（2014）や牧瀬（2018）がある。
- 4) 後述するように、「黒島小・中学校のあり方検討委員会」は議事録を公開しているほか，黒島町民への回覧を目的とした「黒島小・中学校のあり方検討委員会だより」を発行していた。また佐世保市議会の議事録は，会議録検索システムを用いて収集した。<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/sasebo/pg/index.html> (2020年7月31日最終確認)
以下，あり方検討委員会の議事録は「第1回議事録」，あり方検討委員会だよりは「便り第1号」，佐世保市議会の議事録は「平成25年12月定例会 文教厚生委員会12月12日-2号」のようにそれぞれ示す。
- 5) 小学校児童数は373（1949（昭和24）年），中学校生徒数は179（1954（昭和29）年）が，資料を調べた限り最多である。1987年以前の児童生徒数は学校に保存されていた「学校沿革誌」（黒島小学校），「生徒数の推移と沿革」（黒島中学校）の資料から確認した。これらの資料には欠けている年があるが，毎年の公式データは入手できなかったため，この資料を用いた。
- 6) 佐世保市議会議事録から確認（平成25年12月定例会 文教厚生委員会12月12日-2号）。なお佐世保市通学区審議会からは2016年，2020年にも答申が出されており，佐世保市の学区再編は進んでいる。<https://www.city.sasebo.lg.jp/kyouiku/gakkou/tugakusingikai.html> (2020年7月31日最終確認)
- 7) 平成25年12月定例会 文教厚生委員会12月12日-2号。
- 8) 構造耐震指標。詳細は下記を参照。
耐震診断基準（is 値） | 一般財団法人 日本耐震診断協会

- <http://www.taishin-jsda.jp/is.html> (2020年5月25日最終確認)
- 9) 平成23年6月定例会 文教厚生委員会 7月6日。
 - 10) 平成25年12月定例会 文教厚生委員会 12月12日-2号。
 - 11) 平成28年9月定例会 9月26日-06号。
 - 12) 義務教育学校とする条例改正の審議でも、教育委員会から地域へ説明を行ったことが答弁されている(平成29年6月定例会 文教厚生委員会 6月28日-1号)。
 - 13) 「今後の黒島小中学校のあり方についての説明会について(報告)」
 - 14) 平成28年度第1回総合教育会議 議事録(2016年8月29日)。
<https://www.city.sasebo.lg.jp/kyouiku/kyouik/documents/28soujou1.pdf> (2020年5月26日最終確認)
 - 15) 学校ホームページに掲載されている(2020年7月31日時点)。
http://www.city.sasebo.ed.jp/es-kuroshima/asp/kiji/pub/default.asp?c_id=9580
 - 16) http://www.city.sasebo.ed.jp/es-kuroshima/asp/kiji/pub/default.asp?c_id=9583
 - 17) http://www.city.sasebo.ed.jp/es-kuroshima/asp/kiji/pub/default.asp?c_id=9576
 - 18) 教頭作成の9月1日付資料「平成28年度8月黒島小・中学校育友会臨時総会について(報告)」
 - 19) 2019年度学校経営方針
http://www.city.sasebo.ed.jp/es-kuroshima/asp/kiji/pub/default.asp?c_id=6775
 - 20) 義務教育学校黒島はまゆう学園の挑戦 No.3(2018年5月1日)。惣田正宏校長(当時)の文責により発行されていた学校だよりで、学校ウェブサイトでも公表されている(http://www.city.sasebo.ed.jp/es-kuroshima/asp/kiji/pub/default.asp?c_id=10937 2020年7月31日最終確認)。
 - 21) 2年目 黒島はまゆう学園の挑戦!(2019年5月12日)
 - 22) 義務教育学校黒島はまゆう学園の挑戦 No.3(2018年5月1日)
 - 23) 2年目 黒島はまゆう学園の挑戦!(2019年4月12日)
 - 24) 義務教育学校黒島はまゆう学園の挑戦 No.5(2018年7月10日)
 - 25) 詳細は本号の深見論文を参照されたい。
 - 26) http://www.city.sasebo.ed.jp/es-kuroshima/asp/imgkiji/pub/detail.asp?c_id=11418&id=24088
 - 27) 文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査」2014年5月。その調査結果については文部科学省学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議(2015)や国立教育政策研究所文教施設研究センター(2018)を参照されたい。

文献

- 阿内春生 (2012) : 教育振興基本計画と学校統廃合計画の策定過程にみる地方教育ガバナンス. 早稲田教育評論, 26(1), pp.91-106.
- 石黒広昭 (2016) : 『子どもたちは教室で何を学ぶのか—教育実践論から学習実践論へ—』 東京大学出版会.
- 井本佳宏 (2015) : 学校種の多様化状況における接続の機能. 教育制度学研究, (22), pp.44-56.
- 大坪治彦, 奥山茂樹 (2016) : 小中一貫教育における効果的な教育課程編製のあり方—義務教育学校制度創設との関係と鹿児島県における課題—. 鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要 特別号, (6), pp.23-34.
- 小野まどか, 植田啓嗣, 阿内春生, 時田詠子 (2014) : 学校統廃合計画における地方教育ガバナンスに関する研究—秋田県美郷町を事例として—. 早稲田大学大学院教育が研究科紀要 別冊, 21(2), pp.59-70.
- 楠山研 (2015) : 狭義の学校制度の観点から考える小中一貫教育の動向. 教育制度学研究, (22), pp.32-43.
- 国立教育政策研究所文教施設研究センター (2018) : 『義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究報告書』, 国立教育政策研究所.
https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/compulsory_education_schools_h3008.pdf
- 佐世保市議会 会議録検索システム <https://ssp.kaigiroku.net/tenant/sasebo/pg/index.html>
(2020年5月24日最終確認)
- 田仲誠祐, 古内一樹, 廣嶋徹, 関谷美佳子, 千葉圭子, 神居隆, 細川和仁, 浦野弘, 鎌田信, 三浦亨, 奥瑞生 (2017) : 義務教育学校設立初年度における取組に関する一考察—経営資源の有効活用と教育課程の編成に関する現状と課題—. 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要, (39), pp.137-147.
- 田中真秀, 佐久間邦友 (2018) : 教育課程に関する一考察—創設期における義務教育学校の教育課程等に注目して—. 川崎医療福祉学会誌, 27(2), pp.359-367.
- 中島勝住, 中西宏次 (2019) : 京都市における小学校の統廃合と地域社会—西陣中央小学校物語—. 京都精華大学紀要, (52), pp.301-321.
- 西川信廣 (2017) : 教育課程編成の学校裁量権拡大の意義と課題—義務教育学校, 小中一貫型小・中学校の制度化の意味—. 京都産業大学教職研究紀要, (12), pp.1-21.
- 葉養正明 (2009) : 「公立小中学校統廃合は政治過程」という視野の政策フレームとしての意義. 日本教育行政学会年報, 35, pp.41-59.
- 葉養正明 (2011) : 『人口減少社会の公立小中学校の設計—東日本大震災からの教育復興の技術—』, 協同出版.
- 牧瀬翔麻 (2018) : 県立高校再編過程における教育ガバナンス—鹿児島県曾於地区3校

再編の事例分析一. 筑波大学教育学系論集, **42(2)**, pp.151–163.

文部科学省 (2016) : 『小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引』, 2016 年 12 月 26 日.

文部科学省学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 (2015) : 『小中一貫教育に適した学校施設の在り方について—子供たちの 9 年間の学びを支える施設環境の充実に向けて—』, 文部科学省.

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1360202.htm

山本由美 (2015) : 『教育改革はアメリカの失敗を追いかける—学力テスト, 小中一貫, 学校統廃合の全体像—』, 花伝社.

山本由美編 (2019) : 『小中一貫・学校統廃合を止める—市民が学校を守った—』, 新日本出版社.